

会長専決事項の処理について

中央防災会議運営要領（以下「運営要領」という。）第5及び第6の規定に基づき、下記のとおり会長専決事項の処理を行ったので、運営要領第7の規定に基づき報告する。

令和3年5月25日

中央防災会議 会長 菅 義偉

記

件名	年月日	事項
令和元年度「防災週間」及び「津波防災の日」について	R元.7.30	中央防災会議会長通知「令和元年度「防災週間」及び「津波防災の日」について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知
	小計	1件
令和2年度「防災週間」及び「津波防災の日」について	R2.8.19	中央防災会議会長通知「令和2年度「防災週間」及び「津波防災の日」について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知
	小計	1件
降積雪期における防災態勢の強化等について	R元.11.26	中央防災会議会長通知「降積雪期における防災態勢の強化等について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知
	R2.11.20	中央防災会議会長通知「降積雪期における防災態勢の強化等について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知
	小計	2件
融雪出水期における防災態勢の強化について	R2.3.10	中央防災会議会長通知「融雪出水期における防災態勢の強化について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知
	R3.3.2	中央防災会議会長通知「融雪出水期における防災態勢の強化について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知
	小計	2件
梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について	R2.5.29	中央防災会議会長通知「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知
	R3.5.21	中央防災会議会長通知「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知
	小計	2件
地域防災計画の修正について	R元.7.30	岐阜県、和歌山県、島根県、佐賀県
	R元.9.11	神奈川県、群馬県、滋賀県、京都府、鳥取県
	R元.11.6	北海道、岩手県、富山県、福井県、愛知県、三重県、滋賀県、鳥取県、愛媛県、熊本県
	R2.6.9	東京都、石川県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、山口県、徳島県、高知県、長崎県、大分県
	R2.8.26	宮城県、福島県、茨城県、群馬県、神奈川県、長野県、静岡県、和歌山県、島根県、岡山県、香川県、愛媛県、福岡県
	R3.3.30	青森県、岩手県、秋田県、栃木県、千葉県、新潟県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、山口県、徳島県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県
	小計	63件
	R元.8.28	令和元年六月六日から七月二十四日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	R元.10.9	令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

激甚災害の指定	R元.10.13	平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令	
	R元.10.23	令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	
	R元.11.21	令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令	
	R2.1.24	平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令	
	R2.3.11	令和元年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	
	R2.3.11	令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令	
	R2.3.18	東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令	
	R2.4.21	令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令	
	R2.8.21	令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	
	R2.10.1	令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令	
	R3.2.12	令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令	
	R3.3.5	令和二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	
	R3.3.10	東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令	
	R3.4.19	令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令	
	R3.4.19	令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令	
		小 計	17件
	火山災害警戒地域の指定について（答申）	R3.5.19	活動火山対策特別措置法第3条第2項に基づく火山災害警戒地域の指定に係る内閣総理大臣からの諮問に対する答申
小 計		1件	
合計		89件	